

ダストコントロール業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年6月29日

令和3年1月12日改訂

一般社団法人日本ダストコントロール協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」（令和2年5月4日。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、一般社団法人日本ダストコントロール協会の会員が設置又は運営するダストコントロール製品全般の取扱所（工場、配送センター等）における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止につながることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

施設管理者は「ダストコントロール製品に関する衛生管理要項」に照らし合わせつつ、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「3つの密」）のある場では感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインはこれを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3. 従業員自らの健康管理・感染対策

【健康管理】

(1) 体温測定

出勤前に各自体温を測定し、記録を付ける。

(2) 発熱や咳等の症状がある場合

発熱や咳等の症状がある場合は管理者等に必ず報告し、出勤せず、レンタル、サービス活動や営業活動を行わない。

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、発熱や咳等、比較的軽い風邪の症状が続く場合は、受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等に相談のうえ医療機関を受診する。

(3) 感染予防の徹底

①顧客と従業員や従業員同士の接触を避け、対人距離を確保する（1m以上確保するように努め、真正面での立ち位置を避ける等工夫する）。

②常にマスクを着用する。また、レンタル品の回収時等、適宜手袋や目の粘膜からの感染を防止するために目を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）を活用する。

③レンタル品の集配作業終了時、集配途中休憩時等、できるだけ頻繁にアルコール擦式等、手指の消毒又は石鹸と流水による手洗いを遂行する。

④ユニフォーム等はこまめに洗濯する。

(4) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合等

新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者と濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触のある場合、その他感染の疑いが強い場合、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、自宅待機とする。また、速やかに管理者等にその旨を報告する。

(5) 健康管理の徹底

栄養をバランスよく摂取して睡眠時間を取り、免疫力を高めること。

4. 管理者等が行う感染対策

(1) 従業員に対する感染防止策の啓発等

①従業員に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動

変容を促す。

これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している『人との接触を8割減らす10のポイント』や『新しい生活様式』の実践例を周知する等、取り組みを行う。

- ②時差出勤、自転車通勤の活用を図るとともに、公共交通機関を利用する際には、マスクの着用、咳エチケットの励行や公共交通機関の車内等、密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ③感染者、医療関係者、海外からの帰国者やその家族、児童等の人権に配慮する。
- ④新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることがないように従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ⑤発熱等の新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合や濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族で感染した場合には、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ⑥過去14日以内に政府から入国制限されていたり、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、自宅待機を指示する。
- ⑦ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ⑧取引先企業にも、同様の取り組みを促すことが望ましい。
- ⑨「3. 従業員自らの健康管理・感染対策」を実施することを従業員に求める。
- ⑩新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QRコードを施設内に掲示する。

(2) 会議等の集まりについて

密閉、密集、密接を避けることを心がける。

大勢が集まる会議や集会については、緊急を要する場合を除き、中止又は延期する。やむを得ず開催する場合には、対人距離を確保する（1m以上確保するように努める）など感染予防対策を徹底するとともに、ICT（Information and Communication Technology）を活用した会議システムの利用等を検討する。

5. 接客時の注意事項

(1) 家庭市場レンタル交換時の対応

- ①自宅に上がらせていただいていたお届、交換は、顧客がお年寄りや身体の不自由な方である場合等などを除いて、避ける。
- ②用件は電話又はインターフォンにて承る。
- ③商品のお届と使用済みの商品返却は、顧客の指定場所(ドアノブ、ポスト、メーターボックス等)を活用する等、接触機会が低減されるよう工夫する。
- ④受領印サインが必要なときは、使用前後でペンを消毒する等、工夫し感染予防を行う。
- ⑤代金の支払い方法についても、オンライン決済や振込を活用する等、接触機会の低減に努める。

(2) 事業所レンタル交換時の対応

- ①顧客先での対応時には、ソーシャルディスタンス(1m以上確保するように努める)を確保しながら対話を行う。
- ②レンタル品などの交換や補充を行う際には、短時間作業に努め、不必要な場所に触れない様に注意する。
- ③受領印サインが必要なときは、使用前後でペンを消毒する等、工夫し感染予防を行う。
- ④代金の支払い方法についても、オンライン決済や振込を活用する等、接触機会の低減に努める。

6. 工場、配送センター等の施設、設備等に関する事項

- (1) 基本的な衛生管理については、「ダストコントロール製品に関する衛生管理要項」に準じて行う。
- (2) 配達時の車内及び集配作業の際は、洗濯加工済み商品と回収した商品が接触しないよう配慮する。
- (3) 施設の換気について、厚生労働省作成「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に取り組む。

(参考)「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

- (4) 施設の定期的な清掃、高頻度接触部位(ドアノブ・スイッチ周り、手すり、共有テーブル・イス、パソコンキーボード、タブレット、タッチパネル、水道蛇口、電話、ゴミ箱、集配車のハンドル等)の消毒を実施する。

(5) 交差汚染防止

洗濯加工前の商品と洗濯加工後の商品を取扱う際の動線が交差しないよう留意するとともに、特に洗濯加工前の商品を扱った後に洗濯加工後の商品を扱う場合には手指の消毒や石鹼と流水による手洗いを徹底する。

(6) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

(7) トイレ

- ①便器内は、通常の清掃が良い。
- ②不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ③トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ④使用後は確実に石鹼と流水による手洗いをするよう表示する。
- ⑤ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ⑥ハンドドライヤーは止め、タオルの共同利用は禁止する。

(8) 従業員の休憩室

- ①一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにする。
- ②対人距離を確保する（1m以上確保するように努める）。
- ③休憩室の換気について、厚生労働省作成「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に取り組む。

(参考)「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

- ④共有する物品（テーブル、イス等）は、定期的に清拭消毒する。
- ⑤入退室前後に手指消毒又は石鹼と流水による手洗いをする。

(9) ゴミの廃棄

- ①鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ②ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ③マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒又は石鹼と流水による手洗いをする。

7. 感染者が確認された場合

(1) 従業員の感染が確認された場合

- ①保健所、医療機関の指示に従う。
- ②感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。
- ③感染者の人権に配慮し、個人名は特定されないことがないよう留意する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

- ④事務所内で感染者が確認された場合の公表の有無や方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。
- (2) 複数社が混在する建物内で、他社従業員の感染が確認された場合
保健所、医療機関並びに建物貸主の指示に従う。
- (3) 感染者が確認された顧客先から集配する場合
感染が確認された顧客が使用したレンタル商品に関しては、顧客先で消毒を行ってからビニール袋等にて回収し、その後、管轄の工場等で衛生的に洗濯加工する。

以上

※ このガイドラインは、専門家より助言を受け、作成したものである。

【参考】新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら

